

(別添)

3 都 第 8 5 6 号
令和 3 年 1 0 月 2 5 日

内閣総理大臣 殿

矢吹町長 蛭田 泰昭

道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の実績に関する評価について

道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画について、福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）実施要綱第 11 の 3 の規定に基づき、別添のとおり実績に関する評価を報告します。

(別添)

【道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の実績に関する評価様式】

【計画名称】 矢吹町 道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画			
【計画策定主体】 矢吹町			
【事業番号】 A-1-1、◆A-1-1-1			
【事業名】 道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画			
【事業費】 910,970千円(うちA-1-1:850,251千円、◆A-1-1-1:60,719千円)			
【事業期間】 平成29年11月～令和3年3月			
【事業目的・事業地区】			
(事業目的)			
東京電力福島第一原子力発電所の事故後、住民等による通常の道路等側溝の維持管理活動が中断等している地区の道路等側溝堆積物の撤去・処理を行うことにより、住民等による通常の道路等側溝の維持管理活動を再開し、原子力災害からの復興・再生を加速化させることを目的とする。			
(事業地区)			
矢吹第1地区、矢吹第2地区、中畑地区、三神地区(詳細は別紙1参照)			
【事業結果】			
(撤去状況)			
以下のとおり、道路等側溝堆積物の撤去・処理を行った。(詳細は別紙2参照)			
	A-1-1	◆A-1-1-1	計
撤去延長(km)	213.2km	16.2km	229.4km
撤去土量(m ³)	5,032 m ³	338 m ³	5,370 m ³
(維持管理活動の再開状況)			
堆積物を撤去後、通常の維持管理活動の再開が可能となった旨を各地区に周知し、中断していた住民等による維持管理活動が再開された。(詳細は別紙3参照)			
【道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の実績に関する評価】			
(道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の有用性、経済性)			
東京電力福島第一原子力発電所の事故後、従前行われていた住民等による道路等側溝の清掃活動が、側溝堆積物に放射性物質を含んでいること等を理由に中断されていたが、本計画の実施によって当該堆積物が撤去・処理され、住民等による道路等側溝の清掃活動が再開した。このように、本計画の実施により、東京電力福島第一原子力発電所の事故前の通常の状態に戻ることができたことから、本計画は有効であったと考える。			
また、事業の実施について、事業費の設計・積算に当たっては福島県土木工事標準積算基準等により執行し、矢吹町財務規則等に基づき入札を実施するなど、適正なコストであ			

り、本計画の実施における事業費は、妥当であると考える。

(評価)

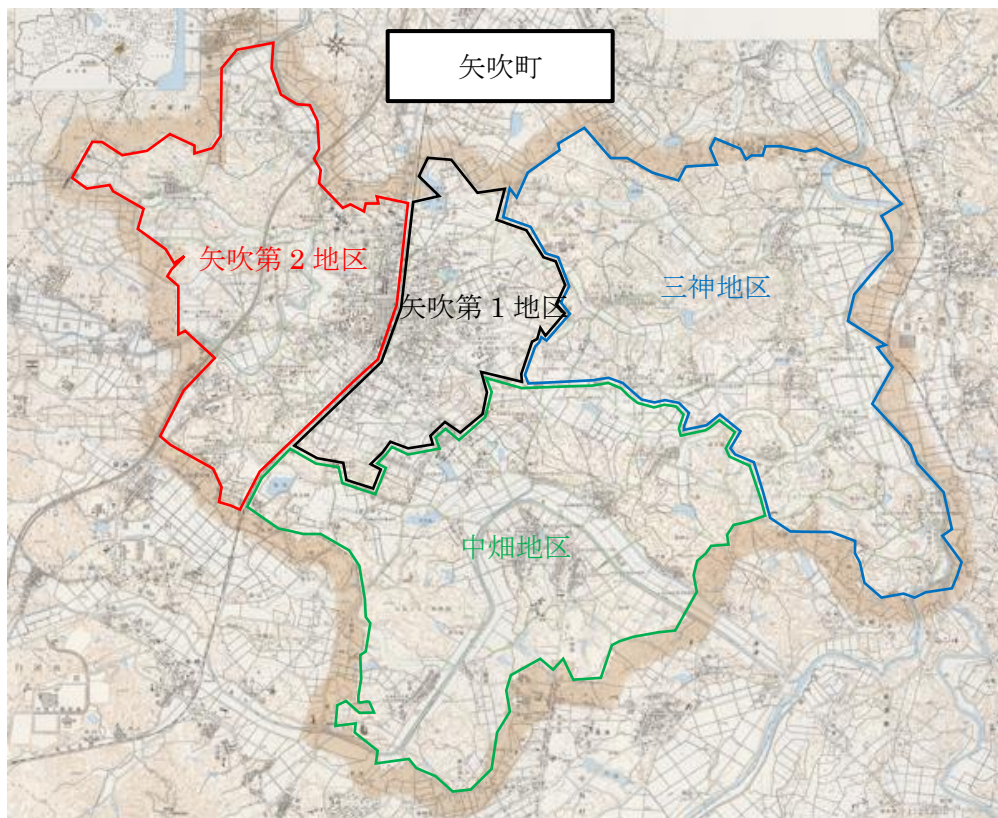
本計画の実施により、東京電力福島第一原子力発電所の事故後に中断していた、住民等による道路等側溝の清掃活動が再開したことから、目的を十分達成したものと評価できる。

【評価の透明性、客観性、公正性を確保するための取組】

事業は都市整備課が、評価は企画総務課が実施し、事業部局と評価部局を分けて本計画の評価を行った。

【事業担当部局】 都市整備課 電話番号：0248-42-2116

事業地区



事業実施前後の写真

(1) 矢吹第1地区



(2) 矢吹第2地区



(3) 中畑地区



(4) 三神地区



維持管理活動の再開

- (1) 矢吹第1地区 (再開日：平成31年4月14日)
- (2) 矢吹第2地区 (県事業も実施)
- (3) 中畑地区 (県事業も実施)
- (4) 三神地区 (県事業も実施)

○住民による維持管理活動の再開状況



※矢吹第2地区、中畑地区、三神地区については、側溝堆積物を除去し、維持管理活動が再開できる環境を整備した旨を周知したが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年行っている全町クリーン作戦の中止や通常の維持管理活動を控えているなどの理由により、維持管理活動そのものはまだ再開していない。